



第149号

(昭和48年4月・5月号)

目 次

学 長 式 辞…………… 1
 関 係 法 令…………… 2
 学 内 規 則…………… 3
 富山大学教員の停年に関する規則の一部改正…………… 3
 富山大学公印管理規則の制定…………… 3
 富山大学学則の一部改正…………… 7
 富山大学文理学部規則の一部改正…………… 7
 富山大学薬学部附属薬草園規則の制定…………… 8
 富山大学大学院学則の一部改正…………… 9
 富山大学大学院工学研究科規則の一部改正…………… 9
 諸 会 議…………… 9
 人 事 異 動…………… 10
 学 内 諸 報…………… 13
 名誉教授の称号授与について…………… 13
 富山大学学長候補者選挙…………… 14
 永年勤続者表彰…………… 14
 叙勲…………… 14
 職 員 消 息…………… 15
 主 要 日 誌…………… 15

昭和48年度入学式学長式辞

本日ここに幾多の難関を突破し、本学に入学された諸君に心よりお祝い申し上げます。

このたび入学を許可されたのは、文理学部 190名、教育学部 204名、経済学部 164名、薬学部 101名、工学部 300名、薬学研究科（修士課程）24名、工学研究科（修士課程）48名、理学・教育・経済学専攻科13名と、経営短期大学部75名で、あわせて 1,119名であります。諸君は自ら選んだ本学のそれぞれの分野において専門の知識と技術を学

ぶと同時に学校教育の最終の場における人間形成に努められるよう希望いたします。

思えば、第2次世界大戦後、わが国は極度に疲弊し物資の不足は甚だしく、落ち着いて勉強することさえ困難な時代でありました。しかし勤勉なわが国民すなわち諸君の父兄の努力によって、今日のような目ざましい発展がもたらされたのであります。反面、公害の生み出す悲惨を見逃すわけではありませんが、わずか4半世紀の間にこのようなわが国の姿は夢にも考えられないことでした。それには異常なまでの科学の進歩と技藝の革新が行なわれたことは申すまでもありません。

今日、科学の情勢を眺めると、その変化の甚だしきとともに複雑化もはげしく、ただ一つの専門だけではいろいろのことができなくなり、チームを作り各方面の知識と研究を要するようになりました。また専門間の領域のいずれにも属さない研究が進み、たとえば生物物理学、人間工学などと称されるものがその例であります。そこで大学ではまず教養部において一面に偏せず、広く各自の識見を高めたのち、専門の課程に進むことになっております。大学の勉学はいままでに大部分の諸君が歩まれた学校と異なり、自主的に勉強し専門の学科において研究の手ほどきを受けるのですが、それと同時にクラブ活動などにも参加され人間性を豊かにし、他日、他の専門の人とも充分にチームが組めるように教養を高めていただきたいものです。

富山大学では年来の希望であった中央図書館が完成し、昨日開館され、研究学習の中心の場として諸君の活用を待っております。また数年来待望の学生食堂もようやく着工され、秋頃には完成する予定になっております。さらに、年来の懸案であった高岡所在の工学部の五福移転問題も解決に向い、昭和46年度には用地購入、また47年度においてはその用地の造成と連絡橋の架橋も終え、いよいよ48年度には工学部の新しい校舎着工が予定されております。

このように学園の整備は着々と進んでおりますが、私が当大学に参りました昭和44年6月当時は、折からの全国的な大学紛争の最中であり、本学もかなり長期にわたり紛争重症校の中に数えられておりました。しかしその後、教職員一致の努力により少しずつ正常化に向い、この頃では比較的静かな研究、教育にふさわしい学園となりました。

本日諸君が入学された各学部はみなそれなりの歴史をもち、全学一体となって、それぞれの向上発展を期しております。いま、新しく諸君を迎えるに当って正常化も進み、改革も行なわれようとする大学を今後とも一層その名にふさわしいものに創り上げるよう諸君の協力と健闘を期待してやまない次第であります。

昭和48年4月11日

富山大学長 後藤 秀弘

関係法令

(官報掲)
(載月日)

法律

- 所得税法の一部を改正する法律(8) 4. 7
- 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律(10) 4. 12
- 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律(19) 4. 26
- 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(30) 5. 17

政令

- 所得税法施行令の一部を改正する政令(53) 4. 7
- 行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令(55) 4. 12
- 児童扶養手当施行令の一部を改正する政令(120) 4. 28
- 児童手当法施行令の一部を改正する政令(130) 5. 10
- 国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令(134) 5. 17
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(136) 5. 17
- 学校保健法施行令の一部を改正する政令(138) 5. 17
- 義務教育費国庫負担法第2条但書の規定に基づき教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令(139) 5. 17

府令

- 失業者の退職手当を受けるために必要な手続に関する省令の一部を改正する総理府令(総理23) 4. 16

省令

- 所得税法施行規則の一部を改正する省令(大蔵22) 4. 7
- 文部省設置法施行規則の一部を改正する省令(文部6) 4. 12
- 文部省定員規則の一部を改正する省令(同7) 4. 12
- 国立大学の大学附置の研究所の研究部門に関

- する省令の一部を改正する省令(同8) 4. 12
- 高エネルギー物理学研究所組織運営規則の一部を改正する省令(同9) 4. 12
- 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令(同10) 4. 12
- 国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令(同11) 4. 27
- 国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令(大蔵30) 5. 2
- 児童手当法施行規則の一部を改正する省令(厚生22) 5. 10
- 旅券法施行規則の一部を改正する省令(外務3) 5. 15
- 学校保健法施行規則の一部を改正する省令(文部12) 5. 17

規則

- 非常勤職員の給与の一部を改正する規則(人事院9-1) 4. 20
- 俸給等の支給の一部を改正する規則(同9-7) 4. 20
- 休日給の支給される日の全部を改正する規則(同9-43) 4. 20
- 宿日直勤務の一部を改正する規則(同15-9) 4. 20
- 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則(同9-2) 4. 25
- 日本学術会議会員選挙規則の一部を改正する規則(日本学術会議1) 5. 8
- 俸給の調整額の一部を改正する規則(人事院9-6) 5. 22
- 俸給の特別調整額の一部を改正する規則(同9-17) 5. 22
- 特殊勤務手当の一部を改正する規則(同9-30) 5. 22
- 期末手当及び勤勉手当の一部を改正する規則(同9-40) 5. 30
- 特勤勤務手当等の一部を改正する規則(同9-55) 5. 30

訓令

- 国立大学の附属図書館に置く分館を定める訓令の一部を改正する訓令(文部6) 4. 5
- 文部省定員細則の一部を改正する訓令(同7) 4. 12
- 文部省所轄の会計機関の事務の一部を処理させる職員の範囲等を定める規則の一部を改正する訓令(同10) 4. 14
- 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令(同11) 4. 14
- 文部省所管債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令(同12) 4. 14

- 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令（同13） 4. 14
- 人事に関する権限の委任等に関する規程の一部を改正する訓令（同14） 4. 18
- 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令（同16） 5. 26
- 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令（同17） 5. 26
- 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令（同18） 5. 26
- 文部省宿舍事務取扱規程の一部を改正する訓令（同19） 5. 26
- 文部省所轄の会計機関の事務の一部を処理させる職員の範囲等を定める規則の一部を改正する訓令（同20） 5. 26

告示

- 昭和39年文部省告示第84号の一部を改正する件（文部68） 4. 21
- 日本育英会法施行令の規定による試験所又は研究所を指定した件（同69） 4. 21
- 数次往復用の一般旅券の発給を申請することができる渡航先の範囲の指定に関する件等の一部を改正する件（外務126） 5. 15
- 教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程を認定した件（文部84） 5. 18
- フランスとの数次査証の相互付与に関する口上書の交換に関する件（外務135） 5. 23

学 内 規 則

富山大学教員の停年に関する規則の一部改正

富山大学教員の停年に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和48年4月1日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学教員の停年に関する規則の一部を改正する規則

富山大学教員の停年に関する規則（昭和32年2月8日制定）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第3条中「前3条」を「前2条」に改める。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 第2条の規定の適用については、当分の間、「学年の

末日」とあるのは「学年の末日の翌日」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行し、改正前の富山大学教員の停年に関する規則第2条の規定により昭和48年3月31日に退職した者から適用する。

富山大学公印管理規則の制定

富山大学公印管理規則を次のように制定する。

昭和48年4月13日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学公印管理規則

（趣 旨）

第1条 富山大学（以下「本学」という。）において使用する公印の種類等に関しては、法令その他別に定めのある場合のほか、この規則の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この規則において公印とは、本学において公務上作成された文書に使用する印章であって、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいい、次項の庁印および第3項の官職印を総称する。

2 この規則において庁印とは、本学またはその内部組織の名称を刻印した公印をいう。

3 この規則において官職印とは、学長または本学の内部組織におかれた職員でその職務権限が定められたものの官名または職名を刻印した公印をいう。

4 この規則において部局長とは、事務局長、学生部長、学部長、教養部長、附属図書館長および経営短期学部主事をいう。

（公印の形式）

第3条 公印は方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に刻印すべき庁印の名称または官名もしくは職名を明りょうな字体で浮き彫りにするものとする。この場合において「印」または「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

（公印の種類および寸法）

第4条 本学における庁印および官職印の種類、および寸法は、別表第1および別表第2の該当欄に掲げるとおりとする。

（公印の印材）

第5条 公印の印材には容易に摩滅または腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

（特別の用途に使用する公印の形式等の特例）

第6条 特別の用途に使用する公印であって、第3条から第5条までの規定に定める形式、寸法および印材により

がたいものについては、適宜の形式寸法および印材によって作成することができる。

(公印の新刻, 改刻, 廃止)

第7条 部局長は、公印を新刻、改刻または廃止しようとするときは、あらかじめ公印^{新刻}改刻承認申請書(第1号様式)を学長に提出し、その承認を受けなければならない。
2 部局長は、公印を新刻し、または改刻したときは、その印影を添えて学長に報告するものとする。

(公印管理者等)

第8条 公印管理者および公印管守者(以下「公印管理者等」という。)は、別表第1および別表第2の該当欄に掲げるとおりとする。

(公印の使用等)

第9条 公印管守者は、公印を押印しようとするときは、押印しようとする文書を決裁済みの原議書と照合したうえで自ら押印し、または公印の使用を請求した者に押印させるものとする。ただし、公印を請求した者に押印させるときは、公印管守者はその押印に立ち合わなければならない。

2 公印管守者不在のときは、公印管理者の指名する者がその職務を行なう。

(公印の使用の特例)

第10条 公印管守者は、原議書により難い文書であって公印管理者または部局長の許可がある場合に限り、公印使用簿(第4号様式)に登載したうえで押印することができる。

別表第1

庁 印

部 局	公 印 の 種 類	寸 法	公 印 管 理 者	公 印 管 守 者	備 考
事 務 局	富山大学の印	ミリメートル平方 7 3	庶 務 課 長	文 書 係 長	卒業証書用
	富山大学の印	3 0	〃	〃	
文 理 学 部	富山大学文理学部の印	2 8	事 務 長	庶 務 係 長	
教 育 学 部	富山大学教育学部の印	2 8	事 務 長	庶 務 係 長	卒業証書用
	富山大学教育学部附属小学校の印	6 0	附属小学校教頭	附属学校係長	
	富山大学教育学部附属小学校の印	2 5	〃	〃	卒業証書用
	富山大学教育学部附属中学校の印	6 0	附属中学校教頭	〃	
	富山大学教育学部附属中学校の印	2 5	〃	〃	
	富山大学教育学部附属幼稚園の印	6 0	附属幼稚園教頭	〃	
富山大学教育学部附属幼稚園の印	2 5	〃	〃		
経 済 学 部	富山大学経済学部の印	2 8	事 務 長	庶 務 係 長	
薬 学 部	富山大学薬学部の印	2 8	事 務 長	庶 務 係 長	
工 学 部	富山大学工学部の印	2 8	事 務 長	庶 務 係 長	
	富山大学大学院工学研究科の印	2 8	〃	〃	
教 養 部	富山大学教養部の印	2 8	事 務 長	庶 務 係 長	

きる。

2 公印使用簿は、公印管守者が保管する。

(公印の印影の印刷)

第11条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものについて公印管理者が支障がないと認めるときは、その印影を当該公文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

2 前項の文書は、物品供用簿(補助簿を含む。)により、その使用状況を明らかにしておかななければならない。

(公印簿)

第12条 庶務部庶務課長は、公印簿(第2号様式)を備え、常時これを整備しておかななければならない。

(公印の保管)

第13条 公印管理者等は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、公印が使用されないときは、確実な保管設備に格納しておかななければならない。

(公印の事故届)

第14条 部局長は、公印に盗難もしくは紛失、または公印の偽造、その他の事故を発見したときは、直ちに公印事故届(第3号様式)を学長に届け出なければならない。

附 則

1 この規則は、昭和48年4月13日から施行する。

2 この規則施行の際現に使用されている公印で、この規則に定める形式、寸法と異なるものは、これを改刻するまでの間は、そのまま使用することができる。

附属図書館	富山大学附属図書館の印	28	事務局長	総務係長	
	富山大学附属図書館工学部分館の印	25	分館長	分館係長	
経営短期 大学部	富山大学経営短期大学の印	73	事務局長	総務係長	卒業証書用
	富山大学経営短期大学の印	30	庶務部 庶務課長	庶務部庶務課 文書係長	

別表第2
官職印

部局	公印の種類	寸法	公印管理者	公印管守者	備考
事務局	富山大学長の印	30	庶務課長	文書係長	証明書用
	富山大学長の印	22	〃	〃	
	富山大学事務局長の印	30	〃	〃	
	富山大学庶務部長の印	23	〃	〃	
	富山大学庶務部庶務課長の印	20	〃	〃	
	富山大学庶務部人事課長の印	20	〃	〃	
	富山大学経理部長の印	23	主計課長	総務係長	
	富山大学経理部主計課長の印	20	〃	〃	
	富山大学経理部経理課長の印	20	経理課長	出納係長	
富山大学施設課長の印	20	施設課長	企画係長		
学生部	富山大学学生部長の印	30	学生課長	学生係長	
	富山大学学生部次長の印	23	〃	〃	
	富山大学学生部学生課長の印	20	〃	〃	
	富山大学学生部厚生課長の印	20	厚生課長	厚生係長	
文理学部	富山大学文理学部長の印	30	事務局長	庶務係長	
	富山大学文理学部事務長の印	20	〃	〃	
教育学部	富山大学教育学部長の印	30	事務局長	庶務係長	
	富山大学教育学部事務長の印	20	〃	〃	
	富山大学教育学部附属小学校長の印	23	附属小学校教頭	附属学校係長	
	富山大学教育学部附属中学校長の印	23	附属中学校教頭	〃	
	富山大学教育学部附属幼稚園長の印	23	附属幼稚園教頭	〃	
経済学部	富山大学経済学部長の印	30	事務局長	庶務係長	
	富山大学経済学部事務長の印	20	〃	〃	
薬学部	富山大学薬学部長の印	30	事務局長	庶務係長	
	富山大学薬学部事務長の印	20	〃	〃	
	富山大学大学院薬学研究科長の印	23	〃	〃	
	富山大学薬学部附属和漢薬研究施設長の印	23	〃	〃	
工学部	富山大学工学部長の印	30	事務局長	庶務係長	
	富山大学工学部事務長の印	20	〃	〃	
	富山大学大学院工学研究科長の印	23	〃	〃	
教養部	富山大学教養部長の印	30	事務局長	庶務係長	
	富山大学教養部事務長の印	20	〃	〃	
附属図書館	富山大学附属図書館長の印	30	事務局長	総務係長	
	富山大学附属図書館事務長の印	20	〃	〃	
	富山大学附属図書館工学部分館長の印	23	分館長	分館係長	
経営短期 大学部	富山大学経営短期大学部学長の印	30	庶務部庶務課長	庶務部庶務課 文書係長	証明書用
	富山大学経営短期大学部学長の印	20	〃	〃	
	富山大学経営短期大学部主事の印	23	事務局長	総務係長	
	富山大学経営短期大学部事務長の印	23	〃	〃	

第1号様式

新刻
公印改刻承認申請書
廃止

昭和 年 月 日	
富山大学長 殿	
申請者	
官 職	
氏 名	
新刻 下記のとおり公印を改刻したいので承認願います 廃止	
公印の名称	
印 材	
寸 法	
使用 廃止 予定年月日	
備 考	

第2号様式

公 印 簿

(印 影)	
公印の名称	
印 材	
寸 法	
新刻 改刻 年 月 日	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備 考	

第3号様式

公 印 事 故 届

昭和 年 月 日	
富山大学長 殿	
官 職	
氏 名	
下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします	
公印の名称	
印 材	
寸 法	
新刻 改刻 年 月 日	
事 故 の 発 生 年 月 日	
事 故 の 内 容	
処 置 の 内 容	
その他必要事項	

第4号様式

公 印 使 用 簿

使 用 年 月 日	件 名	公印の種類	送付先	請求者	公印管 理者印	公印管 守者印	摘 要

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

昭和48年5月18日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和25年1月20日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中「国民の祝日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日」に改める。

第56条中「理学専攻科 理学専攻」の前に「文学専攻科 文学専攻」を加える。

第58条中「理学専攻科 理学専攻 10名」の前に「文学専攻科 文学専攻 10名」を加える。

第78条第1項中「および研究施設」を「、教育施設および研究施設」に、「薬学部 附属和漢薬研究施設」を「薬学部 附属薬草園 附属和漢薬研究施設」に改める。

別表第1の文理学部理学科の学科目中「天然物化学」の次に「分析化学」を加える。

別表第2中

文 理 学 部	文 学 科	60名	240名	を
	理 学 科	125名	500名	

文 理 学 部	文 学 科	60名	240名	に、
	理 学 科	130名	505名	

教 育 学 部	小学校教員養成課程	100名	400名	を
	中学校教員養成課程	50名	200名	
	養護学校教員養成課程	20名	80名	
	幼稚園教員養成課程	30名	30名	

教 育 学 部	小学校教員養成課程	100名	400名	に、
	中学校教員養成課程	50名	200名	
	養護学校教員養成課程	20名	80名	
	幼稚園教員養成課程	30名	60名	

合 計	945名	3,690名	を
-----	------	--------	---

合 計	950名	3,725名	
-----	------	--------	--

に改める。

附 則

この学則は、昭和48年5月18日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、改正後の第78条の規定および別表第1については、昭和48年4月12日から適用する。

富山大学文理学部規則の一部改正

富山大学文理学部規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和48年5月18日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学文理学部規則の一部を改正する規則

富山大学文理学部規則（昭和26年9月7日制定）の一部を次のように改正する。

第22条（見出しを含む）を次のように改める。
（専攻科）

第22条 専攻科学生は、別表（2）に定める授業科目について、必修科目20単位、選択科目10単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

別表（2）を次のように改める。

別表（2）

専攻科授業科目および単位数

文 学 専 攻 科

専攻 課程名	授 業 科 目	単 位 数		
		必修	選択	
文 理 学 部 課 程	存 在 論		3	
	認 識 論		3	
	分 折 哲 学		3	
	哲 学 史 近 世		3	
	哲 学 史 現 代		3	
	宗 教 思 想 史		3	
	現 代 論 理 学		2	
	特 別 研 究 (論 文)	20		
	史 学 部 課 程	国 史 学 特 別 講 義 I		4
		国 史 学 特 別 講 義 II		4
東 洋 史 学 特 別 講 義 I			4	
東 洋 史 学 特 別 講 義 II			4	
西 洋 史 学 特 別 講 義			4	
国 史 学 講 読			2	
東 洋 史 学 講 読			2	
西 洋 史 学 講 読 I			2	
西 洋 史 学 講 読 II			2	
古 文 書 学			2	
史 学 部 課 程	国 史 学 演 習		2	
	東 洋 史 学 演 習 I		2	
	東 洋 史 学 演 習 II		2	
	西 洋 史 学 演 習 I		2	
	西 洋 史 学 演 習 II		2	
	特 別 研 究 (論 文)	20		
国 文 学 部	国 語 学 特 別 講 義		4	
	国 文 学 特 別 講 義		4	
	漢 文 学 特 別 講 義		4	
	国 語 学 演 習		2	

専攻	課程	国文学演習 I		2
		国文学演習 II		2
		漢文学演習		2
		特別研究(論文)	20	
	英文学課程	英語学特別講義		2
		英文学特別講義		2
		英語学講読		4
		英文学講読		4
		英語学演習 I		2
		英語学演習 II		2
英文学演習 I			2	
英文学演習 II			2	
特別研究(論文)	20			
ドイツ文学課程	ドイツ語学特別講義		4	
	ドイツ文学特別講義		4	
	ドイツ文学講読		4	
	ドイツ語学演習		4	
	ドイツ文学演習		4	
特別研究(論文)	20			

理学専攻科

専攻課程名	授業科目	単位数	
		必修	選択
理学課程	代数学特別講義		4
	幾何学特別講義		4
	位相数学特別講義		4
	解析学特別講義 I		4
	解析学特別講義 II		4
	数理統計学特別講義		4
	応用解析学特別講義		4
	計算数学特別講義		4
数学特別研究	20		
物理学課程	固体物理学特論 I		4
	固体物理学特論 II		2
	素粒子物理学特論 I		4
	素粒子物理学特論 II		4
	結晶物理学特論		4
	量子エレクトロニクス特論		4
	分子物理学特論		4
特別研究	20		
専攻課程	構造化学特別講義 I		2
	構造化学特別講義 II		2
	構造化学特別演習		2
	化学反応論特別講義 I		2
	化学反応論特別講義 II		2
	物理化学特別演習		2
	有機化学反応論特別講義		2
	有機化学構造論特別講義		2
	有機化学特別演習		2
	天然物化学特別講義 I		2
天然物化学特別講義 II		2	

攻	生物	天然物化学特別演習		2
		研究論文	20	
	物	機能形態学		4
		環境生物学		4
		系統学特論		4
		動物生理学特論		4
		生物化学特論		2
		植物生理学特論		4
		代謝調節学		2
		細胞生物学特論		4
遺伝学特論		2		
発生生物学特論		4		
放射線生物学特論		2		
研究実験および論文	20			

附則

この規則は、昭和48年5月18日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

富山大学薬学部附属薬草園規則の制定

富山大学薬学部附属薬草園規則を次のように制定する。
昭和48年5月18日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学薬学部附属薬草園規則

(趣旨)

第1条 富山大学学則第78条第2項の規定に基づく富山大学薬学部附属薬草園(以下「薬草園」という。)に関する必要事項は、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 薬草園は、薬用植物を栽培し、学術研究および教育に資することを目的とする。

(職員)

第3条 薬草園に園長のほか、職員若干名を置く。

2 園長は、薬草園に関する事項を統轄掌理する。

3 園長の選考は、学部の教授または助教授のうちから、教授会の議を経て学長が行なう。

4 園長の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 職員は、園長の命を受けて、薬草園の業務に従事する。(運営委員会)

第4条 薬草園の運営に関する事項を審議するため、薬草園運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、園長のほか、生薬学講座、資源開発部門および薬草園に所属する教官を以って組織する。

3 運営委員会に関する内規は別に定める。

(補則)

第5条 この規則の改廃は、教授会の議を経るものとする。

附則

この規則は、昭和48年5月18日から施行し、昭和48年4月12日から適用する。

富山大学大学院学則の一部改正

富山大学大学院学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

昭和48年5月18日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学大学院学則の一部を改正する学則

富山大学大学院学則（昭和42年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中「化学工学専攻」の次に「電子工学専攻」を加える。

第6条中

工学研究科	電気工学専攻	10名	20名
	工業化学専攻	8名	16名
	金属工学専攻	8名	16名
	機械工学専攻	10名	20名
	生産機械工学専攻	8名	16名
合 計		78名	156名

工学研究科	電気工学専攻	10名	20名
	工業化学専攻	8名	16名
	金属工学専攻	8名	16名
	機械工学専攻	10名	20名
	生産機械工学専攻	8名	16名
	化学工学専攻	8名	16名
	電子工学専攻	8名	8名
合 計		86名	164名

に改める。

附 則

この学則は、昭和48年5月18日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

富山大学大学院工学研究科規則の一部改正

富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和48年5月18日

富山大学長 後藤 秀弘

富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則

富山大学大学院工学研究科規則（昭和42年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

別表中 化学工学専攻欄の次に次の一欄を加える。

電子工学専攻	基礎電子工学	量子電子工学特論	2	○印は必修
		電子物性工学特論	2	
		固体電子装置特論第一	2	
		固体電子装置特論第二	2	
	応用電子工学	電子回路工学特論第一	2	
		電子回路工学特論第二	2	
		システム工学特論第一	2	
		システム工学特論第二	2	
	電子素子工学	応用数学特論第一	2	
		応用数学特論第二	2	
	○電子工学演習	2		
	○電子工学実験	2		
電子回路工学	○課題研究第一	6		
	○課題研究第二	10		
	研究論文			

附 則

この規則は、昭和48年5月18日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

諸 会 議

第1回評議会（4月1日）

（審議事項）

- (1) 昭和48年度富山大学入学者選抜試験合格者の判定について
- (2) 富山大学教員の停年に関する規則の一部を改正する規則案について
- (3) 入学式について

第1回協議会（4月1日）

（議題）

- (1) 次期学長候補者選考について

第2回協議会（4月10日）

（議題）

- (1) 次期学長候補者選考の事由、期日、場所および方法等について
- (2) 選考日程について

第2回評議会（4月13日）

（報告事項）

- (1) 学長不在時における代行について

（審議事項）

- (1) 富山大学公印管理規則の制定について
- (2) 富山大学名誉教授の称号授与について
- (3) 次期学生部長候補者の選考について
- (4) 昭和48年度富山大学文学専攻科入学試験合格者の判定について

第1回事務協議会（4月14日）

（議題）

- (1) 職組の動向について

第3回評議会（4月23日）

（審議事項）

- (1) 昭和48年度補欠入学について
- (2) 入学者選抜方法研究委員会の設置について

第2回事務協議会（4月26日）

（議題）

- (1) 職組の動向について

第1回大学院委員会（5月10日）

（審議事項）

- (1) 富山大学大学院学則の一部を改正する学則（案）について
- (2) 富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則（案）について

第3回協議会（5月18日）

（議題）

- (1) 次期学長候補者について

第4回評議会（5月18日）

（報告事項）

- (1) 学生の懲戒について
- (2) 富山大学文理学部規則の一部を改正する規則（案）について
- (3) 富山大学薬学部附属薬草園規則の制定（案）について

- (4) 富山大学大学院学則の一部を改正する学則（案）について

- (5) 富山大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則（案）について

- (6) 昭和48年4月経済学部経済学科卒業の認定について

- (7) 昭和48年4月富山大学経済学専攻科修了の認定について

- (8) 昭和48年度富山大学入学者選抜試験追加合格者について（教育学部）

- (9) 学士入学について（文理学部）

- (10) 学生の懲戒について

第3回事務協議会（5月28日）

（議題）

- (1) 昭和49年度概算要求の基本方針について

（報告事項）

- (1) 昭和48年度東海北陸地区国立大学事務局長会議について

- (2) 昭和48年度国立学校会計部課長会議について

- (3) 昭和48年度国立大学施設担当部課長会議について

- (4) 昭和48年度国立大学学生部次長，課長会議について

第1回認定講習委員会（5月29日）

（議題）

- (1) 昭和48年度教育職員免許法認定講習の指導について

- (2) 昭和48年度認定講習実施計画及び講師の推せんについて

人事異動

現官職	氏名	異動内容	発令年月日	発令者
	丸山 珪一	講師（教養部）に採用する	48. 4. 1	富山大学長
	野口 宗憲	助手（文理学部）	〃	〃
	長谷川 總一郎	〃（教育学部）	〃	〃
	西川 友之	〃（ 〃 ）	〃	〃
	佐々木 基文	助手（工学部）	〃	〃
	割 澤 泰	〃（ 〃 ）	〃	〃
	塩 澤 和章	〃（ 〃 ）	〃	〃
	寺山 清志	〃（ 〃 ）	〃	〃
	渡辺 信雄	文部技官（文理学部）	〃	〃
	織部 多喜子	〃（薬学部）	〃	〃
	松田 伊治	教育学部附属小学校教諭	〃	〃

	野崎公明	教育学部附属小学校教諭に採用する	48. 4. 1	富山大学長
	経塚嘉一	" "	"	"
	西野秀夫	教育学部附属中学校教諭 "	"	"
	中村義朗	" "	"	"
	小沢湖	" "	"	"
	頭川昭子	教育学部附属中学校助教諭 "	"	"
	吉田光則	文部事務官(庶務部庶務課) "	"	"
	石田正三	文部技官(経理部主計課) "	"	"
	新井文男	講師(教育学部) "	"	"
	駒見敏子	事務補佐員(教育学部) "	"	"
	稲葉鉄勝	" (薬学部) "	"	"
	谷口三枝子	" (") "	"	"
	高越洋子	" (工学部) "	"	"
	松崎和子	" (") "	"	"
	柳田美智枝	" (教養部) "	"	"
	納村美智夫	技能補佐員(教育学部農夫) "	"	"
	川崎博幸	教務補佐員(工学部) "	"	"
助教授 (東北大学工学部)	斎藤好民	教授(文理学部)に昇任させる	"	文部大臣
" (山口大学教養部)	提山淑郎	" (") "	"	"
助 (京都大学文学部)	岡本明	助教授(") "	"	"
助 (東京大学薬学部 附属薬害研究施設)	渡辺裕司	助教授(薬学部附属和漢薬研究施設)に昇任させる	"	"
講 (工学部)	新井甲一	" (工学部) "	"	"
助 (")	島崎利治	講師(") "	"	富山大学長
経営短期大学部助手	亀田速穂	経営短期大学部講師経営学科に昇任させる	"	富山大学経営 短期大学部長
講 (金沢大学工学部)	小泉邦雄	講師(工学部)に転任させる	"	富山大学長
金沢大学施設部施設課長	瀬川義廣	施設課長に配置換する	"	文部大臣
文部事務官 (庶務部庶務課)	濱野松男	教育学部に配置換する	"	富山大学長
教育学部附属小学校教諭	松田伊治	富山大学教育学部附属小学校教頭に併任する	"	文部大臣
施設課長	郷倉小次	辞職を承認する	"	"
教育学部附属学校 総務主任	小林太市	"	"	富山大学長
文部事務官 (附属図書館)	田中栄吉	"	"	"
文部技官 (厚生課)	藤田正義	"	"	"
用 (教育学部作業員)	和田キク	"	"	"
" (薬学部作業員)	南宗篤	"	"	"
文部事務官 (教養部)	中島政次	"	"	"
教育学部附属中学校 教諭	永森清太郎	"	"	"

事務補佐員 (薬学部)	飯田 恵子	昭和48年3月31日限り退職した	48. 4. 1	富山大学長
" (薬学部附属和漢薬研究施設)	津野 康子	"	"	"
教務補佐員 (")	鍋谷 彰子	"	"	"
臨時用務員 (経理部主計課警務員)	佐藤 恵作	"	"	"
教育学部附属中学校 教諭	中山 宇之一	富山大学教育学部附属中学校教頭に併任する	"	文部大臣
教授部 (文理学部)	岡崎 初雄	昭和48年4月1日限り退職した	48. 4. 2	"
" (")	西山 勤二	"	"	"
" (教育学部)	林 勝次	"	"	"
" (")	佐々木 龍作	"	"	"
" (")	立島 譲	"	"	"
" (工学部)	森 棟隆弘	"	"	"
	山田 明美	事務補佐員(庶務部庶務課)に採用する	48. 4. 11	富山大学長
臨時用務員 (教育学部作業員)	栗林 繁治	昭和48年4月10日限り退職した	"	"
" (")	田盛 一枝	"	"	"
	田盛 一枝	臨時用務員(厚生課作業員)に採用する	48. 4. 13	"
文部事務官部 (教育学部)	盛田 律子	辞職を承認する	48. 4. 15	"
	長沼 忠兵衛	助教授(教育学部)に採用する	48. 4. 16	文部大臣
助教養部 (教授部)	上村 直己	熊本大学助教授教養部に配置換する	"	"
	水野 邦昭	助手(工学部)に採用する	48. 4. 21	富山大学長
教授部 (教授部)	小森 典	富山大学評議員に併任する (併任の期間 48.4.25~50.4.24)	48. 4. 25	文部大臣
" (")	二神 弘	(")	"	"
文部技官部 (工学部)	神島 弥省	辞職を承認する	48. 4. 30	富山大学長
	佐藤 和子	事務補佐員(工学部)に採用する	48. 5. 1	"
文部事務官部 (文理学部)	中田 フジエ	文理学部学務係学生主任に昇任させる	"	"
" (経済学部)	藤井 政雄	経済学部学務係学生主任 "	"	"
経済学部学務係 学生主任	田中 祥男	教育学部会計係会計主任に配置換する	"	"
文部事務官部 (薬学部)	松下 義春	経理部主計課に配置換する	"	"
" (経理部主計課)	堀 和子	経理部経理課 "	"	"
" (文理学部)	桶 喜一	" "	"	"
" (教授部)	松本 進	" "	"	"
" (教育学部)	平林 富子	" "	"	"
" (経済学部)	田嶋 スミ	" "	"	"
" (教育学部)	安部 保子	文理学部 "	"	"
" (経理部経理課)	北川 功	" "	"	"
" (経済学部)	高畠 幸子	教育学部 "	"	"
" (経理部経理課)	清水 麗子	" "	"	"

文 部 事 務 官 (文 理 学 部)	八 鳥 百 合 子	教育学部に配置換する	48. 5. 1	富山大学長
" (")	奥 田 雅 子	経済学部 "	"	"
" (経 理 部 経 理 課)	柴 田 富 美 枝	" "	"	"
" (教 養 部)	瀬 川 慶 之	" "	"	"
" (経 理 部 経 理 課)	千 田 淳 一	薬学部 "	"	"
" "	道 寛 久 雄	教養部 "	"	"
" (教 育 学 部)	大 崎 秀 雄	" "	"	"
事 務 補 佐 員 (薬学部附属和漢薬研究施設)	吉 田 紀 子	辞職を承認する	"	"
臨 時 用 務 員 (厚 生 課 作 業 員)	田 盛 一 枝	"	"	"
文 部 事 務 官 (附 属 図 書 館)	秋 元 国 男	富山商船高等専門学校に出向させる	"	"
" (東京教育大学経理部経理課)	飛 弾 知 己 郎	富山大学附属図書館に転任させる	"	"
教 育 学 部 附 属 中 学 校 助 教 諭	頭 川 昭 子	教育学部附属中学校教諭に昇任させる	"	"

学 内 諸 報

名誉教授の称号授与について

昭和48年4月停年退職された前教育学部長林勝次氏、前教育学部教授佐々木龍作氏ならびに前工学部教授森棟隆弘氏の3氏に対し、昭和48年4月13日付けで富山大学名誉教授の称号が贈られた。



名誉教授
林 勝 次
日本体育会体操学校
高等科卒業
医学博士

昭和20年10月富山高等学校教授に任ぜられ、同24年6月富山大学助教授（兼職）、同25年3月富山大学助教授、同34年5月同学教授となり昭和48年4月退職されるまでの27年余の間、終始熱心に学生生徒の指導教育にあたられた。

また、この間には教育学部長、評議員、附属中学校長、学長事務代理者として本学および教育学部の管理運営に貢献された。



名誉教授
佐々木 龍 作
京都帝国大学文学部
史学科卒業

昭和18年4月富山師範学校教授として着任、同24年6月富山大学助教授、同33年8月同学教授となり30年間にわたり教育研究に従事、また、この間に本学学生部長、附属小学校長、同幼稚園長等を歴任され、それぞれの管理運営にあたって力を尽された。



名誉教授
森 棟 隆 弘
九州帝国大学工学部
冶金学科卒業
工学博士

昭和26年9月富山大学教授に就任し、以来21年間にわたり教育研究に従事し、また、この間評議員、附属図書館長として本学の管理運営に尽力された。また、学外にあっては日本学術振興会委員、日本金属学会委員、日本鉄鋼協会北陸支部長として学術振興に寄与された。

富山大学学長候補者選挙

後藤学長の任期満了（6月12日）にともない、学長選考基準にしたがって5月18日選挙が行なわれた。

同基準にもとづき各学部および教養部から教授各4名、計24名からなる学長候補適任者選定委員会を組織し、室町工学部長を委員長に選び5月2日開催の第5回選定委員会で、学長候補適任者として次の5氏が選定された（五十音順）

- 後藤 秀 弘（富山大学長）
- 斉藤 恒 三（元東北大学選鉱製錬研究所長）
- 高瀬 重 雄（富山大学文理学部長）
- 谷川 久 治（千葉明德短期大学長）
- 林 勝 次（前富山大学教育学部長）

選挙は5月18日（金）午前10時から11時までの間に本部会議室で野崎富作教授を委員長とする6名の選考管理委員会管理のもとに行なわれた。

選挙の結果有効投票の過半数の得票者がなかったため、高点者の林勝次、斉藤恒三の両氏について決選投票を行ない、有効投票数 231票のうち 121票を得た林氏が学長候補者に当選、同日午後3時から開催の協議会において林勝次氏を次期学長候補者に決定した。

永年勤続者表彰

本学の昭和48年度永年勤続者表彰式は、開学記念日の5

月31日午前10時30分から本部会議室において挙行され、次の勤続35年3名、勤続20年23名の職員に対し、学長からそれぞれ表彰状ならびに記念品が贈呈された。

勤続35年

- 教育学部 玉生 正信 薬学部 内山 幸吉
- 教養部 中臣 恵暁

勤続20年

- 庶務部 高松 正雄 経理部 沢崎 成逸
- 経理部 石黒 勝夫 学生部 成瀬 正夫
- 教育学部 藤井 敏孝 教育学部 吉岡 周明
- " 中谷 唯一 " 中川 孝
- " 堀田 実 " 青山 晶子
- " 福村より子 " 杉本 啓郎
- 経済学部 堀井 貞次 経済学部 奥田 雅子
- 薬学部 金岡 又雄 薬学部 平岩 廣一
- " 蓮田 初枝 工学部 若林嘉一郎
- 工学部 高森 三郎 " 西部 慶一
- " 野田 政雄 附属図書館 梶原 和枝
- 附属図書館 武 久美子

叙 勲

富山大学名誉教授 溝上茂夫氏に叙勲

昭和43年3月停年退職された本学名誉教授溝上茂夫氏（70才）は、昭和48年春の叙勲者として5月10日国立劇場において勲3等旭日中綬章が伝達された。



昭和48年度永年勤続者表彰式

職員消息

〈新任者〉

事務局

文部事務官 瀬川 義廣

事務補佐員 山田 明美

薬学部

助 教 授 渡辺 裕司

文 部 技 官 織部多喜子

事務補佐員 稲葉 鉄勝

〃 谷口三枝子

工学部

助 手 塩澤 和章

〃 水野 邦昭

教養部

事務補佐員 柳田美智枝

附属図書館

文部事務官 飛弾知己郎

〈改 姓〉

薬学部

文 部 技 官 堀 春男 (旧姓 高見)

工学部

助 教 授 米田 政明 (旧姓 小島)

〈住居変更〉

文理学部

文部事務官 奥田 雅子

〃 安部 保子

教育学部

教 諭 荒木 栞

薬学部

助 手 掛見 正郎

文 部 技 官 藤沢寿美子

〃 堀 春男

工学部

助 手 村井 忠邦

文 部 技 官 清水とし子

〈住居表示変更〉

教育学部

教 諭 木本 武男

主要日誌

本 部

- 4月1日 第1回評議会
第1回協議会
第1回学長選考管理委員会
- 2日 昭和48年度入学試験合格者発表
- 9日 第2回学長選考管理委員会
補導協議会
- 10日 第2回協議会
第3回学長選考管理委員会
富山大学学長候補者選考について公示
- 11日 昭和48年度入学式 (分散入学式)
- 13日 第2回評議会
第4回学長選考管理委員会
第1回学長候補適任者選考委員会
- 14日 第1回事務協議会
- 17日 教職員組合時間内くい込み集会
- 23日 第3回評議会
第2回学長候補適任者選定委員会
- 26日 第2回事務協議会
- 27日 第3回学長候補適任者選定委員会
教職員組合時間内くい込み早朝職場集会
- 28日 第2回国立富山大学医学部誘致期成同盟会総会
(於 県民会館)
- 5月1日 第5回学長選考管理委員会
第4回学長候補適任者選定委員会
- 2日 第5回学長候補適任者選定委員会
- 7日 第9回医学部設置検討委員会
- 8日 第7回学長選考管理委員会
- 9日 公務員宿舍委員会
- 10日 第1回大学院委員会
全国大学保健管理協会東海北陸地区幹事会 (於
富山大学)
- 11日 国大協第3常置委員会 (於 国立大学協会)
- 16日 第2回富山市「富山大学医学部設置」期成同盟
会総会 (於 県民会館)
- 17日 第8回学長選考管理委員会
- 18日 学長候補者選挙
第9回学長選考管理委員会
第3回協議会
第4回評議会

- 昭和48年度国立大学事務局長会議（於 国立教育会館）
- 21日 厚生事務担当者会議
第12回東海北陸地区国立大学事務局長会議（於 長良川ホテル）
- 22～23日 第20回東海北陸地区国立大学長会議（於 長良川ホテル）
昭和48年度国立大学施設担当部課長会議（於 東京青山会館）
- 24～25日 昭和48年度全国経理部課長会議（於 農林年金会館）
- 28日 第3回事務協議会
- 29日 第1回認定講習委員会（於 県職員会館）
会計係長会議
- 31日 昭和48年度永年勤続者表彰式
- 31～6月1日 国立学校および所轄機関等庶務部課長会議（於 一橋講堂）

文 理 学 部

- 4月1日 教授会
- 2日 文学専攻科入学願書受付（7日まで）
- 10日 文学専攻科入学志願者調査書審査
- 11日 入学行事
- 12日 理学科4年次学生前学期授業開始
理学科2年次学生後学期残り授業開始
文学専攻科入学者選抜試験
- 13日 文学科2年次学生後学期残り授業開始
新入学生オリエンテーション，健康診断
教授会
- 16日 文学科4年次学生前学期授業開始
- 18日 教授会
人事教授会
文学科教官会議
- 19日 文学専攻科合格者発表
- 20日 学部図書委員会
- 25日 学部職業補導委員会
- 5月2日 学部レクリエーション委員会と真率会役員との
合同委員会
- 9日 教授会
人事教授会
- 15日 X線間接撮影
- 16日 教授会
- 17～18日 国立10大学理学部長会議（於 埼玉大学）
- 23日 理学科2年次学生（47年10月専門移行者）後学期授業終了

- 24日 理学科2年次学生昭和48年度前学期授業開始
- 24～25日 第3回13大学人文系学部長会議（於 千葉大学）

教 育 学 部

- 4月1日 教務補導合同委員会
教授会
- 5日 附属小学校第1学期始業式
- 6日 附属小学校入学式
附属中学校第1学期始業式
- 7日 附属中学校入学式
附属幼稚園第1学期始業式
- 9日 授業開始
- 10日 附属幼稚園入園式
- 11日 入学式
教務委員会
教授会
- 12日 紀要編集委員会
- 13日 オリエンテーション
- 18日 予算委員会
- 25日 教務委員会
教授会
人事教授会
新入学生健康診断
- 26日 職業補導委員会
- 5月1日 補導委員会
- 9日 教授会
- 14日 教務委員会
- 16日 X線間接撮影
- 21日 予算委員会
- 22日 職業補導委員会
紀要編集委員会
- 25日 予算委員会
- 30日 人事教授会
附属小学校特殊学級遠足

経 済 学 部

- 4月1日 第1回教授会
第1回教務委員会
- 7日 第2回教授会
第2回教務委員会
- 11日 第3回教授会
第3回教務委員会
- 16日 第4回教授会
第4回教務委員会
- 18日 第3回教授会

- 第1回人事教授会
- 20日 第1回学部補導委員会
- 25日 第1回第二学科設置準備委員会
- 26日 第2回学部補導委員会
- 28日 第4回教授会
- 第5回教務委員会
- 昭和47年度経済学科卒業生 125名卒業
- 昭和47年度経済学専攻科修了生 1名修了
- 5月1日 4年次学生前学期授業開始
- 8日 第1回日本海経済研究所運営委員会
- 9日 第5回教授会
- 第6回教務委員会
- 17日 第3回学部補導委員会
- 18日 X線間接撮影
- 19日 親睦会総会
- 21日 日本海経済研究所運営委員会と学部図書委員会との合同会議
- 22日 第4回学部補導委員会
- 24～25日 国立十大学経済学部長、事務長会議（於 滋賀大学）
- 30日 第6回教授会

薬学部

- 4月1日 教授会
- 5～7日 日本薬学会第93年会（於 東京）
- 11日 学部入学式
- 教授会
- 12日 大学院薬学研究科入学式
- カリキュラム検討委員会（第6回）
- 13日 学部オリエンテーション
- 16日 前学期授業開始
- カリキュラム検討委員会（第7回）
- 17日 学部アイソトープ委員会
- 和漢薬研究施設運営委員会
- ニュージーランド視察団、和漢薬研究施設見学
- 18日 教授会
- 19日 カリキュラム検討委員会（第8回）
- 24日 カリキュラム検討委員会（第9回）
- 教務委員会
- 薬草園準備委員会（第2回）
- 5月8日 カリキュラム検討委員会（第10回）
- 9日 教授会
- 10日 図書委員会
- 11日 教授会
- 16日 人事教授会

- 17日 X線間接撮影
- 21日 カリキュラム検討小委員会
- 22日 ”
- 23日 ”
- 24日 ”
- 25日 教授会
- 29日 カリキュラム検討委員会（第11回）
- 30日 教授会

工学部

- 4月1日 一般教授会
- 専任教授会
- 5日 2年次学生前学期授業開始
- 11日 学部入学式
- 学部オリエンテーション
- 健康診断
- 12日 教務委員会
- 一般教授会
- 14日 4年次学生前学期授業開始
- 20日 研究科委員会
- 一般教授会
- 25日 X線間接撮影
- 5月9日 一般教授会
- 研究科委員会

附属図書館

- 4月3日 事務打合せ会
- 10日 開館
- 16日 時間外開館開始
- 18日 事務打合せ会
- 24日 商議会
- 27日 事務打合せ会
- 5月9～10日 北信地区国立大学図書館協議会（於 信州大学）
- 18日 X線間接撮影
- 28日～ 薬学専門図書室移転開始に伴う休館

教養部

- 4月2日 47年度継続授業開始
- 4日 教授会
- 11日 教授会
- 12日 教養部オリエンテーション
- 17日 紀要委員会

- 18日 教授会
 25日 補導委員会
 教授会
 5月9日 教授のみの教授会
 補導委員会
 14日 補導委員会
 16日 教授会
 昭和48年度全国国立大学教養（学）部事務協議
 会（於 愛知会館）
 17～18日 昭和48年度全国国立大学教養（学）部長会議
 （於 愛知会館）
 23日 教授会
 25日 教養部親和会総会

経営短期大学部

- 4月1～5日 入学手続
 1～7日 聴講生願書受付
 11日 入学式
 12日 入学生歓迎会
 13日 学生定期健康診断
 14日 授業開始
 17日 教授会（第1回）
 5月13日 球技大会（学友会主催）
 15日 教授会

編集 富山大学庶務部庶務課
 富山市五福3190

印刷所 第一共同印刷株式会社
 富山市太郎丸1220-2
 電話 ㊦ 0196(代)